

# 時短要請の対象事業者向け 支援制度について

## 感染症拡大防止協力金

	第9～11期協力金	第12期協力金
支給額	最大540万円	最大360万円
主な要件	令和3年8月17日(火)午後8時～9月13日(月)午前0時の間の営業時間短縮等の要請に全面的に協力した事業者	令和3年9月13日(月)午前0時～10月1日(金)午前5時の間の営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者
申請期間	令和3年9月13日～10月22日	令和3年10月1日～10月29日

※対象の期間・施設・区域に該当すれば、売上の減少率・減少額に関係なく支給されます

さらに +

要件を満たせば支援金も支給



## 時短要請等関連事業者支援金

協力金に上乗せで受給でき、**売上の減少率・減少額に応じて支給**

	第3次支援金
支給額	法人：10万円～120万円 個人：5万円～60万円 ※今回の第3次支援金より、売上減少率が70%以上の事業者への支給額を拡充しました
主な要件	売上が前年または前々年から50%以上減少かつ売上減少額が150万円以上
売上減少の対象月	令和3年8月又は9月のいずれかの月
申請期間	令和3年10月15日～11月19日

各制度の詳細は裏面をご覧ください

# 時短要請の対象者向け支援制度の詳細

## 感染症拡大防止協力金【第9～11期：10/22ㄨ 第12期：10/29ㄨ】

お問合せ専用ダイヤル：022-263-9870

第9～11期

＜対象者＞

宮城県が行う下記期間中の営業時間短縮等の要請に全面的に協力した事業者

第9期：令和3年8月17日(火)午後8時～8月20日(金)午前0時

第10期：令和3年8月20日(金)午前0時～8月27日(金)午前0時

第11期：令和3年8月27日(金)午前0時～9月13日(月)午前0時

＜支給額＞

1施設(店舗)あたり最大540万円



第12期

＜対象者＞

宮城県が行う令和3年9月13日(月)午前0時～10月1日(金)午前5時の間の

営業時間短縮の要請に全面的に協力した事業者

＜支給額＞

1施設(店舗)あたり最大360万円



## 時短要請等関連事業者支援金【第3次：11/19ㄨ】

お問合せ専用ダイヤル：022-263-8833

＜対象者＞  
市内に本店を登記している法人、市内に主たる事務所を登記しているその他法人、市内に住民登録又は事業所を所有・賃借している個人事業主

＜主な要件＞  
宮城県による営業時間短縮の協力要請(第11期)の対象であり、要請に全面的に協力した事業者のうち、令和3年8月又は9月のいずれかひとつ月の売上が前々年又は前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること



対象月の売上減少額	売上減少率			
	50%以上70%未満		70%以上	
	法人	個人事業主	法人	個人事業主
150万円以上300万円未満	10万円	5万円	20万円	10万円
300万円以上400万円未満	25万円	12.5万円	50万円	25万円
400万円以上500万円未満	30万円	15万円	60万円	30万円
500万円以上600万円未満	35万円	17.5万円	70万円	35万円
600万円以上700万円未満	40万円	20万円	80万円	40万円
700万円以上800万円未満	45万円	22.5万円	90万円	45万円
800万円以上900万円未満	50万円	25万円	100万円	50万円
900万円以上1,000万円未満	55万円	27.5万円	110万円	55万円
1,000万円以上	60万円	30万円	120万円	60万円

拡充

仙台市では、中小企業向けの相談窓口として中小企業応援窓口(TEL:022-724-1122)を開設しています